

# 居宅サービス計画作成依頼届出の終了について

## 1. 自動的に終了する場合

下記の場合は、届出済みのデータに自動的に終了年月日が入り国保連合会に送付されます。

### ① 認定有効期間が終了した場合

認定有効期間が更新されなかった場合、それまでの届出は、元の認定有効期間の最終日付で終了します。

### ② 被保険者資格を喪失した場合

町外への転出（※住所地特例による場合を除く）、死亡等の事由により、川西町での被保険者資格を喪失した場合、それまでの届出は、資格喪失日付で終了します。

### ③ 非該当になった場合

非該当になった場合、それまでの届出は、更新前の認定期間の最終日付で終了します。

### ④ 要支援認定から要介護認定になった場合

要支援認定から要介護認定になった場合、要支援認定時に介護予防サービス計画作成依頼の届出があれば、その届出は、要介護認定の有効期間の前日付けで終了します。

新たな要介護認定に基づき介護保険サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者と契約し、居宅サービス計画作成依頼の届出が必要です。

### ⑤ 要介護認定から要支援認定になった場合

要介護認定から要支援認定になった場合、要介護認定時に居宅サービス計画作成依頼の届出があれば、その届出は、要支援認定の有効期間の前日付けで終了します。

新たな要支援認定に基づき介護保険サービスを利用する場合は、川西町地域包括支援センターと契約し、介護予防サービス計画作成依頼届出が必要です。

### ⑥ 事業者を変更する届出があった場合

事業者を変更する届出があった場合、それまでの届出は、新たな届出に記入された変更年月日の前日付けで終了します。

後から提出された届出が無効となるような事情が生じても、いったん終了した前の届出は復活しませんのでご注意ください。

### ⑦ 無効になる場合

認定申請中に提出された旨の届出については、認定結果が出るまではデータを国保連に送付しません。認定結果との関係で、届出自体が無効となる場合もあります。（非該当になった場合、申請中に提出された届出は無効になります。）

### ⑧ 要支援認定になると考えて届出を提出したが、要介護認定になった場合

認定申請中に暫定ケアプランにより介護予防サービスを入れるに際し、新たに介護予防サービス計画作成依頼の届出をした場合、認定結果が要介護であれば、その介護予防サービス計画作成依頼の届出は無効になります。

## ⑨ 要介護認定になると考えて届出を提出したが要支援認定になった場合

認定申請中に暫定ケアプランにより居宅サービスを入れるに際し、新たに居宅サービス計画作成依頼の届出をした場合、認定結果が要支援であれば、その居宅サービス計画作成依頼の届出は無効になります。

要支援者が要介護状態になると考えて変更申請をおこない、同時に暫定ケアプランにより居宅サービスを入れるために居宅サービス計画作成依頼の届出をした場合、認定結果が要支援のままであれば、その居宅サービス計画作成依頼の届出は無効になります。

## 2. 終了の届出による終了

上記以外の場合は、被保険者からの終了の届出がない限り、届出は終了しません。

例えば、要介護認定で居宅介護を受けていた方が介護保険施設に入所した場合も、それまでの居宅介護支援事業者の届出は自動的に終了しません。このため、介護保険被保険者証には、居宅介護支援事業者の名称が記載されたままとなります。

### 【手続き方法】

「居宅サービス計画作成依頼等届出書」の「事業所を変更又は終了する場合の事由等」に終了の理由及び日付を記入し、介護保険被保険者証を添えて提出してください。被保険者証を提出することにより、被保険者証の記載を更新することができます。被保険者証の提出がない場合は、次回認定の更新時等において記載が更新されることとなります。

### ○ 問い合わせ先

川西町長寿介護課

電話番号 0745-44-2635

FAX番号 0745-44-4780